

第3次 かほく市行政改革大綱

(平成27年度～平成31年度)

—「やすらぎ」と「うるおい」のあるまちづくりを目指して—



平成27年3月

かほく市

I 行政改革の必要性

1 これまでの取り組み

かほく市では、「やすらぎ」と「うるおい」のあるまちづくりを目標として掲げ、平成17年度より行政改革に取り組んできました。

平成17年10月には、実施期間を平成17年度から平成21年度までの5年間とする「第1次かほく市行政改革大綱」を策定し、基本方針に基づき「公正の確保と透明性の向上」、「組織・機構の合理化」、「公共施設の有効利用」、「事務事業の見直し」、「行政の情報化」、「公共工事の適正化」、「人材の育成・確保」、「経費の節減合理化等による財政の健全化」を8つの重点目標として定め、更に具体的な83の推進項目に分類し、合理的で効果的な行政運営の実現を目指し、集中的かつ計画的に取り組んできました。

具体的な推進項目83項目中、63項目が目標を達成し、達成項目数による達成率は75.9%となり、一定の成果を得られました。

平成22年3月には、実施期間を平成22年度から平成26年度までの5年間とする「第2次かほく市行政改革大綱」を策定し、更なる行政改革を推進してきました。

第2次計画においては、第1次計画における8つの重点目標を踏襲しつつ、第1次計画において一部実施や検討中となった20の推進項目を含めた65の推進項目により行政改革の推進を図るものであります。

平成25年度末には、具体的な推進項目65項目中、55項目が目標を達成し、達成項目数による達成率は84.6%となりましたが、一部実施や検討中などの推進項目も10項目残されており、今後も引き続き行政改革の推進に取り組んでいく必要があります。

かほく市の行政改革（これまでの取り組み項目について）

【基本テーマ】

やすらぎとうるおいのあるまちづくりの実現

○平成17年 第1次行政改革大綱を策定（平成17年度から平成21年度まで）

8つの大項目に基づき、83の実施項目を推進

83項目中63項目は達成（達成率75.9%）

20項目は一部実施、3項目は廃止

○平成22年 第2次行政改革大綱を策定（平成22年度から平成26年度まで）

第1次に引き続き、8つの大項目に基づき、65の実施項目を推進

65項目中55項目は、既に達成済（達成率84.6%）【平成25年度達成状況】

10項目は、一部実施や検討中の段階

※引き続き達成に向けて検討を要する。

（参考）第1次及び第2次 かほく市行政改革大綱の項目について

① 公正の確保と透明性の向上

- ・情報公開制度の確立
- ・行政手続きの適正化（廃）
- ・市民参加の機会拡大
- ・窓口サービスの向上（改）

② 組織・機構の合理化

- ・組織・機構の見直し
- ・定員管理の適正化
- ・給与の適正化

③ 公有財産の有効活用

- ・公共施設等の管理運営の見直し
- ・（新）庁舎等整備の推進
- ・市有財産の有効活用

④ 事務事業の見直し

- ・事務事業の整理合理化
- ・市民サービスの充実（改）
- ・補助金等の整理合理化
- ・民間委託等の推進
- ・環境保全の推進

⑤ 行政の情報化

- ・行政の情報化等の推進
- ・市民への情報提供

⑥ 公共工事の適正化

- ・公共工事の見直し
- ・入札契約の手続の改善

⑦ 人材の育成・確保

- ・人材の育成の推進
- ・多様な人材の育成・確保（改）

⑧ 経費の節減合理化等による財政の健全化

- ・市税等の収納率向上（改）
- ・経費の節減合理化
- ・税の適正課税と収納率の向上（改）
- ・新たな財源の確保

※（廃）は第2次で廃止した項目、（新）は第2次で追加した項目、（改）は見直した項目

2 地方公共団体を取り巻く状況

すでに地方分権が実行の段階に入っている現在、国と地方公共団体は対等・協力の関係となり、地方公共団体は自らの判断と責任の下に地域の実情に合った行政運営を実践していくことが不可欠となっています。

また、少子高齢化が一層顕著なものとなり、社会保障制度における先行きの不安、地球温暖化の進行や突発的な自然災害の発生、食の安全等の問題、経済情勢の低迷などにより、地域経済を取り巻く情勢が益々厳しさを増す中で、社会の先行き不透明感は市民の生活環境にも大きな影響をもたらす可能性があると考えています。

このように地方公共団体を取り巻く厳しい環境の中で、益々高度化・多様化する市民ニーズに対して迅速かつ的確に応えていくには、簡素で効率的であることはもちろん、より専門性の高い行政運営による市民サービスを展開していくことが求められています。

3 新たな行政改革の必要性

平成22年3月に「第2次かほく市行政改革大綱」を策定してから、かほく市においては、庁舎統合、図書館施設等の統合整備などのハード事業に加え、各種定住促進施策や長野県駒ヶ根市との災害時応援協定の締結などのソフト事業を充実させ、住みやすく、安全・安心なまちづくり事業を展開してきました。

また、財政状況では、市町村合併による国からの財政支援もあり、基金残高の増加や経常収支比率、実質公債費比率などの財政指標の改善など、合併当初から比較すると、行財政改革について一定の効果が目に見える形としてあらわれております。

しかしながら、近年の地方を取り巻く状況は、前述のとおり不安定要素が散見され、これまでの行政改革だけでは対応できない部分も多く存在しております。このような状況を踏まえ、現状における課題を明確に認識する必要があります。

II 行政改革の基本方針

地方分権の推進や少子高齢化、人口減少等、社会情勢の先行きが不安定な中、地方行政を取り巻く環境が大きく変化していることにあわせ、市では、限られた財源で行政サービスの水準を維持・向上していくため、市の行う全ての事業において取り入れている事業評価システムを見直し、合理的で効果的な行政運営に取り組めます。

また、新たな行政課題や益々高度化・多様化する市民ニーズにも的確に対応するため「選択と集中」により、それぞれの事業の必要性や効果を検証しながら、事業の整理合理化を進めるとともに、事務事業の本質を改めて見直すことにより、市民サービスの質をより向上させるよう改善を図ります。

さらに、市民との*協働を進めながら、職員一人ひとりが常に危機意識を持って行政改革に取り組み、組織機構の合理化、人材の育成による効率的な業務執行などを積極的に推進するとともに、活力みなぎる元気なかほく市の実現を目標とします。

総合的に見て市民の暮らしやすい「定住してもらえるまちづくり」を積極的に推進していくため、かほく市が基本テーマとして掲げる『やすらぎとうるおいのあるまちづくり』の実現に向け、より一層市民ニーズに応えることのできる行政運営を目指すことを基本とします。

第3次行政改革大綱では、第1次・第2次行政改革大綱の基本的な考え方を踏襲しつつ、将来にわたって持続可能な市民サービスの体制を構築するため、新たに項目を整理・統合し、次の5項目を重点目標として定め、創意工夫をもって積極的に取り組んでいきます。

第3次かほく市行政改革大綱の重点項目及び実施項目について

①開かれた市政の推進

- ・わかりやすい行政情報の公表
- ・市民参加の機会拡大

②効率的で質の高い行政サービスの提供

- ・市民ニーズに基いた行政サービスの実施
- ・民間委託等の推進
- ・防災、環境対策の推進
- ・入札、契約の手続の改善

③公共財産の有効利用

- ・公共施設等の管理運営の見直し
- ・土地開発公社の見直し
- ・市有財産の有効活用

④組織の合理化と優秀な人材の育成

- ・機能的な組織の構築
- ・定員管理、給与制度の適正化
- ・人材育成の推進

⑤財政の健全化

- ・市税や各種使用料の収納率向上
- ・新たな財源の確保
- ・会計や各種事業の合理化推進

Ⅲ 行政改革の推進体制

1 推進組織体制

本大綱に基づく行政改革の重点目標を迅速かつ的確に進めるため、庁内の推進体制として「かほく市行政改革推進委員会」を中心に、行政機関や、各種*審議会・委員会等を含め全庁的に取り組みます。

◎かほく市行政改革推進委員会

各種団体の代表者や有識者のほか市民公募委員からなる組織で、市長に対して行政改革の推進及び行政改革大綱の策定に必要な意見、助言等を行います。

◎かほく市行政改革推進本部

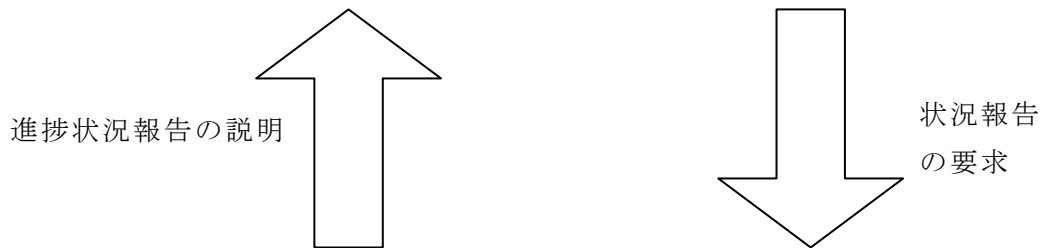
定期的に行政改革の進捗状況について調査し、改革に必要な協議、専門部会への指示等を行います。

◎かほく市行政改革専門部会

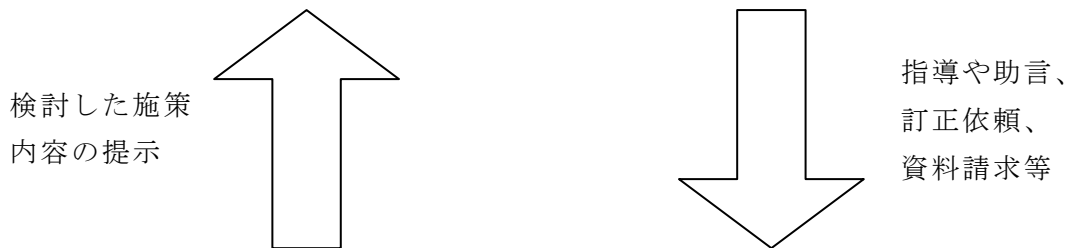
行政改革推進項目の進捗状況の把握及び調査・検討を行い、実施内容の見直し等について行政改革推進本部に意見、指示を求め、実施内容の改善等の協議を行います。

◆ 第3次行政改革推進体制

かほく市行政改革推進委員会	
構成	会長1名 副会長1名 委員10名 (各種団体の代表者、有識者、公募市民) 計12名
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市長からの諮問に応じ、市の行政改革推進に関する重要事項を調査・審議 ・地方分権及び行政改革案に係わる提言・意見 ・行政改革の実施状況の検証・評価



かほく市行政改革推進本部	
構成	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部員：部(局)長6名、課長24名 計33名
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革推進委員会からの意見反映 ・行政改革大綱の審議・決定 ・行政改革大綱に基づく改革の推進・進行管理 ・地方分権の推進・その他行政改革に係る重要事項 ・市民への行政改革の推進に伴う成果等の公表



かほく市行政改革専門部会	
構成	課長補佐、係長級の職員で構成 部会長1名 副部会長1名 部会員：各課(局)代表19名 計21名
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱実施計画推進項目に関する進捗状況の把握 ・推進項目の調査・検討 ・その他実施計画に係る事項についての協議

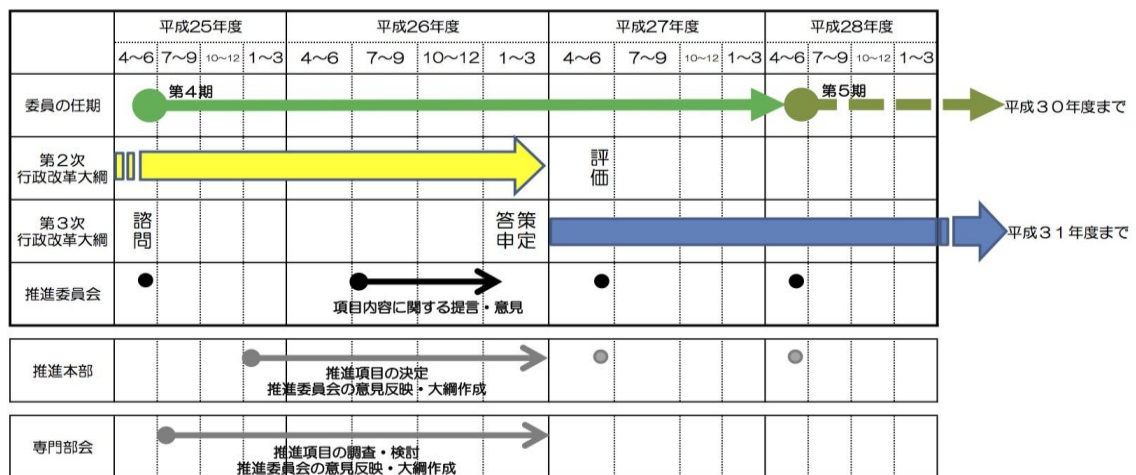
2 行政改革大綱の体系

「第3次かほく市行政改革大綱」においては、第3次の行政改革の必要性と基本方針を定め、それに基づき改革の実施に向けた推進事項を位置付けるものとし、また、大綱に基づく「第3次かほく市行政改革実施計画」を策定し、行政改革の推進事項の実現のための具体的施策や目標値、実施計画スケジュール及び担当課等を定め、計画的に進行管理を行っていくものとし、

IV 行政改革の実施期間

「第3次行政改革大綱」の実施期間は、平成27年度を初年度として平成31年度までの5年間とし、実施計画で各年度における具体的な実施スケジュールに基づき、*P D C Aサイクルによる進行管理を行うとともに、進捗状況についても市のホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

また、今回の大綱に組み込まれなかったもの、あるいは今後生じる課題についても、実施期間中においてその都度、状況に応じた検討・見直しを行います。



※ 第2次行政改革大綱 実施期間 …… 平成22年度から平成26年度まで
(平成21年度に策定)

※ 第3次行政改革大綱 実施期間 …… 平成27年度から平成31年度まで
(平成26年度に策定)

V 行政改革の推進事項 ～主な推進事項と目指すべきかほく市の姿～

1 開かれた市政の推進

公正で透明な行政運営を進めるため、市民との情報の共有に努め、市民が主役となるまちづくりを推進するため、行政情報をできるかぎりわかりやすく、親しみやすい形で提供できるような体制を整え、総合的な住みよさについてPRを図る。

また、各種アンケート調査やパブリックコメントの実施により、市民が身近に感じることでできる行政運営に努め、様々な審議会や事業に参画しやすいような環境づくりの充実を図る。

(1) わかりやすい行政情報の公表

- ① 審議会の会議録など、市政に関連する各種審議会での審議内容をホームページで広く公表する。

効果	市政を身近に感じてもらい、市民が参画しやすい公正で開かれた市政の実現を推進する。 市民への*説明責任を果たすとともに、市民からの行政に対する信頼を得る。
----	---

- ② 広報紙については、*ユニバーサルデザインを意識した構成とするほか、市民の知りたい情報を積極的に掲載する。

効果	誰からもわかりやすく、興味のある紙面とし、「見てもらえる」行政情報を提供する。
----	---

- ③ ホームページについては、市がお知らせしたい重要なイベントを目立つように配置するとともに、容易に更新できる仕組みを構築する。
いいメールかほくについては、様々な公的機関と連携して、生活に密着した情報を配信する。

効果	情報鮮度を常に最新に保ち、即時性のある情報を提供することで市民生活の利便性向上に寄与する。
----	---

- ④ ＊ケーブルテレビについては、視聴者映像の紹介などにより、加入の促進を図る。

効果	市民に身近で親しみやすい行政情報伝達ツールとして強化を図る。
----	--------------------------------

(2) 市民参加の機会拡大

- ① アンケートを積極的に実施し、市民ニーズを幅広く調査するほか、＊パブリックコメント制度の活用や各種委員の市民公募を積極的に推進する。

効果	市民のニーズを積極的に取り入れ、市政に反映させる。 市民が積極的に市政に参画できる仕組みと環境づくりに努める。
----	--

- ② ＊男女共同参画社会に関する普及・啓発事業を実施し、市民の理解を深め、男女共同参画社会の推進に努めるとともに、各種審議会の女性委員の登用に積極的に努める。

効果	幅広く女性の意見を取り入れる機会の拡大を図る。
----	-------------------------

- ③ 自治会や各種団体及び学校とそれぞれの活動に対する連携を深めながら、互いのニーズを的確に把握し、指導者や支援者の育成・充実に努める。

効果	地域、家庭、学校が連携した組織・推進体制の整備を図り、学校を核とした地域の教育力を高める。
----	---

2 効率的で質の高い行政サービスの提供

社会経済情勢等の変化や高度化・多様化する市民ニーズを柔軟かつ的確に捉え、特に定住促進と子育て支援など様々な観点から市民ニーズに応えられる柔軟な施策を実施する。また、今後厳しくなる財政事情を勘案し、*事業評価システムにより、公平性の確保や費用対効果など、幅広い角度から徹底した見直しを行い、民間活力の導入も検討しながら、合理的な行政運営に努める。

(1) 市民ニーズに基づいた行政サービスの実施

- ① 若年層が住みやすい環境づくりに配慮し、今後、末永くかほく市に定住をしていただけるように、*ライフイベントに合わせた様々な施策を実施する。

暮らしやすい環境づくりというハード面においても市の実情や市民の意識も含め検討を図るものとする。

効果	若年人口の定住化を図ることで少子高齢化を抑制するとともに、市の活性化を図る。
----	--

- ② 各種行政サービスの効果を検証する事業評価システムについて、*総合計画に沿ったまちづくりへの事業実施の効果を市民へわかりやすい指標に見直す。

効果	予算の最適な配分を図るとともに、選択と集中による事業の配分を行うことで市民満足度の向上を図る。
----	---

- ③ 各種福祉政策（子育て支援・生涯福祉・高齢者福祉・障害者福祉）について、市民ニーズを把握し、サービスを受ける立場に立った行政運営を実施する。

効果	市民ニーズを的確に把握することにより、質が高く、満足度の高い行政サービスの提供に資する。
----	--

- ④ 市民の生活実態に身近な*福祉巡回バス等の福祉サービスを充実させ、円滑で効果的な事業の展開に取り組む。

効果	市民の生活実態を的確に捉え、安全で快適な生活を確保する。
----	------------------------------

(2) 民間委託等の推進

- ① 公共サービスの提供という前提のもと、民間委託の適合性や委託により得られる効果をしっかりと検証したうえで、サービスの向上や財政負担が軽減される事業については、民間委託を推進する。

効果	民間活力の活用により、市民のサービス向上やコスト削減を図る。
----	--------------------------------

- ② 保育行政において、多様化する保護者や地域のニーズを適切に把握しつつ、理解を得ながら、民営化基本方針等に基づき、民営化の推進に努める。

効果	保護者の皆様が、自らにあった保育環境を選択できる環境を構築することで様々な保育サービスを提供できる。
----	--

(3) 防災、環境対策の推進

- ① 地域事情にあわせた交通・防犯対策を実施するとともに、地域住民による*自主防災組織や*防災士の配置を促し、地域に根ざした防災対策活動を推進する。

効果	災害発生時には*自助・共助・公助がうまく連携できる仕組みを構築する。
----	------------------------------------

- ② 「第2次地球温暖化防止実行計画」を策定し環境負荷への配慮を行うほか、市民に対しては、石川県の提唱する省エネ・節電アクションプランへの参加を促す。

効果	二酸化炭素排出量の抑制を図る。 市民のライフスタイルを見直す意識の醸成を図る。
----	--

(4) 入札、契約の手続の改善

全入札案件について、*電子入札を導入する。

効果	事務の簡素化を図る。 入札に関する公平性、競争性、透明性を確保する。
----	---------------------------------------

3 公共財産の有効利用

公共施設の機能の充実や再編・統合を含めた見直し、施設間の連携を強化することにより、市民の利便性を高める工夫を実施する。

また、市所有の未利用地や遊休地については、売却処分を進めるなど有効的な活用を図るほか、財産の取得・管理態勢についても見直しを行う。

(1) 公共施設等の管理運営の見直し

整備未了のスポーツ施設について、整備方針・方向性を整理したうえで整備を完了するとともに、施設の予約状況などの情報については、各施設の連携を図る。

効果	同一施設に係るコスト削減を図る。 市民の利便性の向上を図る。
----	-----------------------------------

(2) *土地開発公社の見直し

保有土地については、積極的に売却を図るものとするが、先行取得による公共用地の機動的な確保という土地開発公社の存在意義も薄れてきており、解散も含めてあり方を考える。

効果	組織のスリム化を図る。 土地開発公社に関する借入利息等のコストの削減を図る。
----	---

(3) 市有財産の有効活用

*データベース化された市有財産台帳等を有効に活用することにより、未利用地や遊休地の貸付や売却などを積極的に進めるほか、市の事業に活用できそうな土地については、普通財産から行政財産への切り替えを行うことにより有効的な活用に努める。

効果	効率的な財産活用を図る。
----	--------------

4 組織の合理化と優秀な人材の育成

新たな行政課題や市民ニーズに適切かつ迅速に対応するため、適正な職員定数の維持に努めながら、市民が利用しやすい部課の配置を考慮した組織機構の構築を行う。

また、人事評価に基づき、効果的で適正な人事管理を推進し、職員の資質向上を図るとともに、職員自らが能力を発揮できるよう、給与制度の運用の適正化に努める。

職務を遂行する上で必要とされる知識や技能の習得を進めるために専門業務に関する研修会への参加を積極的に促すほか、民間企業の感覚や市民ニーズを把握できるような研修も重視し、市民と行政の距離が近いサービスの提供を行えるような職員の育成に努める。

また、組織の活性化や職員意識の改革を図るため、*職員提案制度を推進し、事務改善や市民サービスの充実に努める。

(1) 機能的な組織の構築

- ① 事務事業の整理・合理化により、機能的で効率的な組織の構築に努める。

効果	機能的で効率的な組織を構築することにより、市民にわかりやすい組織を目指す。
----	---------------------------------------

- ② 近隣の2市2町（かほく市・金沢市・津幡町・内灘町）による消防の広域化に取り組む。

効果	初動の消防力の充実、人員配置の適正化を図るとともに救急・予防業務の高度化、専門化の推進を図る。
----	---

(2) 定員管理、給与制度の適正化

- ① *地方分権による権限移譲や業務の民間委託及び*類似団体との均衡等を考慮する。また、*嘱託職員等の雇用についても計画的な管理を行ない、正規職員とあわせた適正な定員管理に努める。

効果	正規職員・嘱託職員等の全体的な*定員管理の適正化により、総人件費の抑制を図る。
----	---

- ② 職員採用については、専門職員の募集枠を設けるなど、幅広く募集を行い、多様な人材を確保する方法を検討する。

効果	高度な市民ニーズに対応するために専門知識を有した専門職を採用することにより、事務の専門化を図り、市民サービスの向上に努める。
----	--

- ③ 給与制度については、厳しい社会経済情勢や民間との賃金較差、国や他の地方公共団体の動向を踏まえながら適正化に努める。

また、個人の能力や実績等が的確に反映される*人事評価制度に基づく給与体系の確立を目指す。

効果	民間企業との給与状況の比較について説明責任を果たすことのできる給与決定に努める。 実力重視の人事制度とすることで、職員の勤務意欲の増進、資質向上を図る。
----	---

(3) 人材育成の推進

- ① 資格取得の研修など各種研修会に積極的な参加を促すほか、民間企業へ職員を派遣し、研修を行う。

効果	専門的な知識の習得を推進するとともに、市民のニーズを把握することができる職員の育成を図る。
----	---

- ② 石川県市町村職員研修所及び全国的な研修機関等を有効に活用し、職員に高度で専門的な研修を積極的に受講させる。

効果	職員の資質向上及び組織の活性化を図る。
----	---------------------

- ③ 職員の意欲向上を図るため、適正な人事管理と昇任試験を実施する。

効果	職員の資質、適性などを人事異動に適切に反映し組織の活性化を図る。
----	----------------------------------

- ④ 自ら率先して職場や業務環境の改善案を立案する職員提案制度を実施するとともに、優秀な提案については公表を行う。

効果	職員の企画能力や市民ニーズの把握について資質向上を図る。 全庁的に意識改革の浸透を図るとともに、事務改善や行政サービスの充実を図る。
----	---

5 財政の健全化

益々高度化・多様化する行政需要に対応するため、第2次総合計画に基づく長期的な財政見通しを作成し、重点的かつ効果的な政策を実施するとともに、事務事業の整理合理化を推進することにより、一層の健全財政の運営を図る。

また、市税等の収納率の向上に取り組み使用料等の受益者負担の適正化を図るほか、新たな*自主財源の確保に努める。

(1) 市税や各種使用料の収納率向上

- ① 将来に滞納額を引き継がないためにも、納期を過ぎた市税や各種使用料等の徴収を徹底し、現年度分を中心に収納率を向上させる。

効果	現年度分の徴収率を向上させることで、滞納額を繰り越さない体制を構築する。 納税者負担の公平性が確保される。
----	--

- ② 徴収体制の充実を図り、県滞納整理機構等の連携や民間ノウハウを活用するなどして、着実な滞納整理を実施する。

効果	滞納分の収納率の向上を図る。
----	----------------

(2) 新たな財源の確保

- ① ホームページ、ケーブルテレビなどへの有料広告を充実させるほか、新たな広告媒体を検討し、可能なものから実施する。

効果	安定的な自主財源の確保を図る。 市内企業のPRによる地元の活性化を図る。
----	---

- ② 広報紙、ケーブルテレビやホームページ等により「*ふるさと納税制度」

を広く周知し、新規及びリピーターの寄附者を積極的に募るなど、新たな財源確保に努める。

効果	安定的な自主財源の確保を図るとともに、市外へのかほく市のPRを図る。
----	------------------------------------

- ③ 企業誘致や地元企業の事業拡張への各種助成のみならず、様々な税法上における既存制度でのメリットなどを総合的にPRしながら、新たな企業立地や既存企業の地元での事業拡張を支援する。

効果	企業の税金や雇用者等、総合的な財源の確保を図るとともに、雇用拡大に伴う定住人口の増加を図る。
----	--

(3) 会計や各種事業の合理化推進

- ① 厳しい社会経済や先行き不透明な経済情勢の中、様々な財政課題に対応するため、総合計画との整合性を図りながら長期財政計画を策定する。

効果	事業実施に伴う財源の見込みや社会経済情勢や市民ニーズに的確に対応できる財政運営を図る。
----	---

- ② 資産や負債についての状況を把握するため、現金の流れに重点をおいた単式簿記にかわって*新公会計制度を導入するほか、一般会計・特別会計の枠にとらわれない、かほく市全体を把握できる財務諸表を作成・公表し、市民にわかりやすい財政状況の公表を実施する。

効果	市民が本市の財政状況をより正確に把握できることで、市政への理解が期待できる。
----	--

- ③ 各種補助金については、補助の性質や効果を見極めながら、補助金の効果を最大限に発揮できるよう、*サンセット方式を原則とした補助採択を行うよう基準を作成する。

効果	市からの支援が必要な各種事業についてコストや事業内容を検証しながら、常に最大限の効果を発揮できるような補助を実施することにより、効率的な予算配分を可能とする。
----	---

- ④ 各特別会計において、単に現金の収支を行うだけでなく、今後の事業

計画を見据えながら収支状況の把握を行うことにより、一般会計や全会計を通じてかほく市全体での行財政計画を把握する。

効果	当該特別会計の収支計画を把握することにより、適正なコストや料金を把握できる。 当該会計だけではなく一般会計からの繰入も視野に入れた収支計画を作成することにより、市全体での財政状況の見通しを把握する。
----	--

VI 資料《用語解説》

【か行】

◆ 協働

市民、議会、行政などが、それぞれが独立した構成員として、それぞれが自ら果たすべき役割と責務を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完しあうこと。

◆ ケーブルテレビ（CATV）

有線テレビ放送のこと。

以前は、地形による難視の解消やビル陰等の都市難視解消を目的とした共同受信が主であったが、最近では、地域社会へ情報提供を行うチャンネルを含むものが多くなっている。

【さ行】

◆ サンセット方式

予算や行政組織が肥大化することのないように、法律・予算・事業などに期限を設け、その期限を過ぎたら自動的に廃止する方式。補助金などで事業の終期をあらかじめ設定することにも用いられる。

◆ 嘱託職員^{しよくたく}

正社員とは異なる契約によって勤務する準社員的一种。かほく市では、保育園に特に多く雇用される。

◆ 自主財源

地方公共団体が自主的に調達できる財源。地方税・手数料・使用料・財産収入・寄附金など。対して、国や他の自治体から調達される補助金などは依存財源と呼ぶ。

◆ 自主防災組織

災害対策基本法において規定されている、地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う。

◆ 職員提案制度

市役所の各職場で業務にたずさわる職員の声を、市の施策に活かすために、職員から提案を募集し、市民サービス向上などの施策に反映させる制度のこと。

◆ 新公会計制度

平成 17 年 12 月に政府の「自治体の『資産・債務』改革」として構築される。従来から各地方自治体で作成・公表されてきた「貸借対照表」などの「財務諸表」について、「より詳細な管理と分析」を求めるとともに、「資産・負債」の状況をより分かりやすく伝えるための「財務書類の追加」などが盛り込まれる。

◆ 人事評価制度

年功序列的な給与体系ではなく、能力による給与体系を構築する手法。職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、その職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績を評価する。

◆ 審議会

地方自治体などの行政庁に附随する合議制の諮問機関の名称の一つ。
総じて住民各層の利益を代表する事業者・生活者団体委員と、実務・学識経験者などのいわゆる公益委員により組織されることが多く、議会制民主主義を補完する国民参加機関として、当該行政に関する重要な政策方針を策定したり、特定の処分を下す際に意見の答申を行うことなどを目的とすることが多い。

◆ 事業評価

限られた予算や職員の労働力の有効活用を図るため、事業の目的や手段をはっきりさせ、事業目的が達成されているか、費用は適切か、他の方法はないかなどを点検・評価し、より効果的な市政運営につなげていくもの。

◆ 自助・共助・公助

災害時において、個人／地域／行政の役割分担を表すこの基本的な考え方。
阪神淡路大震災以降注目され、東日本大震災で改めて理解が求められている。

- ・自助とは、自ら(家族も含む)の命は自らが守ること、または備えること。
- ・共助とは、近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えること。
- ・公助とは、自治体などによる、防災・ライフラインの応急・復旧対策活動。

◆ 説明責任

アカウンタビリティーとも呼ばれる。自治体行政において、制度の対象者などの直接的に関係をもつ人々に対してだけでなく、間接的な関係しか持たなくとも地域にお住まいの皆様方全てに対して、内容や結果などを報告する必要があるとする考え方。

◆ 総合計画

総合計画とは、基本構想、基本計画及びこれに基づく実施計画の総称のこと。

【た行】

◆ 男女共同参画社会

性別で役割を決めつけたり、性別に基づく社会のしきたりによる不平等を解消し、男女がお互い人として自由に活動し、互いに尊重しあう質の高い生活を送るため、男女があらゆる分野でともに参画することができる社会。

◆ 地方分権

地方分権は、「中央集権」の反対語として使用されており、できるだけ多くの権限を地方に分散することを意味する。

平成7年に施行された「地方分権推進法」においては、地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向って相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと基本理念が明確にされている。

◆ 定員管理の適正化

職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題などを明らかにし、今後の定員管理のあり方について、基本方針、目標、取組内容を定めた複数年度に亘り適正に計画していくこと。

◆ データベース

蓄積したデータに対して、入力、検索、更新などの操作が容易になるよう意味づけを行ったもののこと。

◆ 電子入札

官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う手法。これを活用することにより、手続きの透明性の確保（情報公開）、品質・競争性の向上（談合機会の減少）、コスト縮減（業者の移動コスト等）、事務の迅速化などの効果が期待される。

◆ 土地開発公社

地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため設立することができる法人。

【は行】

◆ パブリックコメント制度

平成 11 年 3 月に閣議決定された意見照会手続き。市が事業を行う前に、できるだけ多くの情報を新聞やインターネット等の方法で公開し、電話やファックス、インターネット等の方法で意見を募集する制度。市民の意見を反映した制度設計とすることができる。

◆ PDCA サイクル

組織・業務管理の手法のこと。

Plan（政策立案）－Do（事業執行）－Check（点検・評価）－Action（見直し）を意味し、この一連のサイクルをまわしていくことで、事業を継続的に改善させていく。

◆ 福祉巡回バス

平成 20 年 10 月から運行されている運賃無料のコミュニティバス。市民に限らず、誰でも自由に利用することができる。（運行は月～金のみとなっており、さらに曜日によって運行ルートが異なる。）

◆ ふるさと納税

平成 20 年に地方税法が改正され任意の地方自治体に対する寄附金のうち、2,000 円を超える部分が所得税とあわせて、個人住民税の所得割の 1 割について税額控除とされる制度。

◆ 防災士

社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するもの。NPO 法人日本防災士機構の認定が必要。

【や行】

◆ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザインや設計。

【ら行】

◆ ライフイベント

人生での出来事（イベント）のことで、誕生・就学・結婚・出産・子育て・死などが挙げられます。ライフイベントのタイミングでは様々な手続として行政が関与する。

◆ 類似団体

総務省が作成する類型別の団体をいい、人口規模と産業構造を基準にして類型（市 16 類型、町村 35 類型、大都市、特例市、特別区、中核市はそれぞれ 1 類型）にグループ分けされており、地方自治体の態様を比較するためのもの。かほく市は、類型Ⅰ－1 に属する。